

報告事項 ス

平31年度エキスパート教員の更新・認定について

平成31年度エキスパート教員の更新及び認定について、別紙のとおり報告します。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成31年度エキスパート教員の更新・認定について

平成31年3月15日
小 中 学 校 課
高 等 学 校 課
特 別 支 援 教 育 課

1 目的

高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

[エキスパート教員の役割]

- ①所属校の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- ②所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- ③所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

[認定期間]

平成31年4月1日から平成34年（2022年）3月31日までの3年間

2 エキスパート教員候補者の選考委員会

期 日：平成31年2月12日（火）

選考方法：委員10名が選考基準に基づいて選考協議

3 エキスパート教員の更新・認定

教育長の専決により更新・認定者を決定

更 新 者：33名〔別紙一覧のとおり〕

（小学校5名、中学校11名、高等学校12名、特別支援学校5名）

新規認定者：12名〔別紙一覧のとおり〕

（小学校8名、中学校1名、高等学校3名）

4 認定証授与式

期日：平成31年3月26日（火）

会場：鳥取県立図書館 大研修室

5 今後の認定者の主な活動予定

- ・所属校を中心にした授業公開、研究会等での指導・助言
- ・連絡協議会への参加と情報交換
- ・全国規模の研究会等への参加とその還元

エキスパート教員選考に係る視点

平成31年2月12日
鳥取県教育委員会

エキスパート教員の選考にあたっては、次に示す推薦の観点及び具体的な評価の視点に基づいて、総合的に判断し、適切な者を選考するものとする。

【具体的な選考の視点】

- (1) 下記「推薦の観点」により、提出された推薦様式への記載を選考資料とする
(県立学校は校長推薦、市町村(学校組合)立学校は校長推薦・市町村(学校組合)推薦・教育局推薦による。)
- (2) 指導主事等による候補者の説明
県教育委員会の関係課・教育局の指導主事等は、候補者の専門分野について観点(1)(2)(3)についての補足説明を行うこととする。
- (3) 教科等、地域のバランスへの配慮
認定分野や所属校・地域への著しい偏りがないように配慮する。ただし、校種によっては、教科等全ての分野での認定にこだわらなくてもよいものとする。また、認定の年次を追うにつれて、偏りが解消されるよう配慮する。
- (4) 勤務年数
認定者が、その高い専門性を他の教員に広めていくには、教職員の中での信頼が必要となる。その信頼の裏づけとしては、観点(1)(2)(3)を満たすことが求められるが、それに加えてある程度の勤務年数もその要素である。教諭経験年数を原則として10年以上有する者を選考することとする。また、どの学校においても高い指導力を発揮することが求められることから、設定する校種において、少なくとも2校以上の勤務経験があることが望ましい。ただし、専門教科等を担当する場合には、この限りではない。
- (5) 懲戒処分等
過去に懲戒処分を受けた者については、処分内容を踏まえて別途検討する。

【推薦の観点】

* 「エキスパート教員認定制度実施要綱」 「エキスパート教員候補者の推薦基準」より

- (1) 高い専門性及び指導力を有している。
※認定分野は、各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導、学級経営又はICTを活用した教育活動
- (2) 自らの実践や指導技術等を他の教員にも広め、共有しようとする積極性を有している。
- (3) 児童生徒、保護者及び他の教職員から高い信頼・評価を得ている。

平成31年度 エキスパート教員認定制度 更新推薦者一覧

番号	校種	市町村名	推薦者氏名	所属校	認定分野
1	小学校	鳥取市	やまね ひろこ	鳥取市立青谷小学校	外国語活動・外国語
			山根 裕子		
2		智頭町	さとう ひでき	智頭町立智頭小学校	算数 外国語活動・外国語
			佐藤 秀樹		
3		倉吉市	まつばら みき	倉吉市立上灘小学校	学級経営
	松原 美紀				
4	米子市	たにだ たかゆき	米子市立箕蚊屋小学校	理科	
		谷田 孝之			
5	日野町	もりかわ としこ	日野町立黒坂小学校	国語	
		森川 寿子			
6	中学校	鳥取市	わたなべ ゆみ	鳥取市立南中学校	英語
			渡邊 由美		
7		鳥取市	よしだ ゆういちろう	鳥取市立北中学校	理科
			吉田 祐一郎		
8		鳥取市	みちわき ゆたか	鳥取市立湖東中学校	技術
			道脇 豊		
9		鳥取市	つのだ ひろえ	鳥取市立中ノ郷中学校	英語
			角田 弘枝		
10		鳥取市	たかはし ゆみこ	鳥取市立千代南中学校	家庭
			高橋 由美子		
11		鳥取市	すずき よういちろう	鳥取市立千代南中学校	音楽
			鈴木 洋一郎		
12		鳥取市	かわもと としあき	鳥取市立青谷中学校	美術
			河本 俊顕		
13		岩美町	いわさき ありとも	岩美町立岩美中学校	理科 ICTを活用した教育活動
			岩崎 有朋		
14	倉吉市	こだに たかし	倉吉市立西中学校	理科	
		小谷 孝			
15	米子市	よねはら しんご	米子市立後藤ヶ丘中学校	音楽	
		米原 真吾			
16	伯耆町	はやしばら かずひこ	伯耆町立岸本中学校	社会	
		林原 和彦			
17	高等学校	とくだ ちはる	鳥取東高等学校	国語	
					徳田 千春
18		おぎはら しん	鳥取東高等学校	国語	
					荻原 伸
19		ささき つとむ	鳥取西高等学校	理科(化学)	
					佐々木 努
20		なかた かずゆき	鳥取西高等学校	外国語(英語)	
					中田 一幸
21		しもや しんいち	八頭高等学校	地歴公民	
					下谷 慎一
22		こばやし とおる	智頭農林高等学校	農業(林業) ICTを活用した教育活動	
					小林 徹
23		あきやま かつまさ	倉吉農業高等学校	農業	
					秋山 勝正
24		ながえ やすゆき	米子西高等学校	芸術(美術)	
					永江 靖幸
25	はた しゅういち	米子西高等学校	外国語(英語)		
				秦 修一	
26	つぼくら としき	米子高等学校	農業		
				坪倉 寿樹	
27	やまみち としや	米子工業高等学校	工業(建築)		
				山道 俊哉	
28	たかいし ゆきこ	境港総合技術高等学校	水産(海洋)		
				高石 由紀子	
29	特別支援学校	おくむら みさこ	鳥取養護学校	自立活動	
					奥村 操子
30		くらた りえこ	白兔養護学校	教科等を合わせた指導 (生活単元学習)	
					倉田 利江子
31		きたの きょうこ	倉吉養護学校	自立活動	
					北野 京子
32		こめたに めぐみ	皆生養護学校	自立活動	
	米谷 めぐみ				
33	かった こうじ	皆生養護学校	自立活動		
	勝田 浩司				

平成31年度 エキスパート教員認定制度 新規推薦者一覧

番号	校種	市町村名	推薦者氏名	所属校	認定分野	
1	小学校	鳥取市	こばやし のぶよ	鳥取市立浜坂小学校	国語	
			小林 信代			
2		鳥取市	やまね みなこ	鳥取市立岩倉小学校	外国語活動・外国語	
			山根 美奈子			
3		倉吉市	やた のりこ	倉吉市立河北小学校	自立活動(重複認定)	
			矢田 憲子			
4		米子市	まつだ ゆみこ	米子市立車尾小学校	算数	
			松田 裕美子			
5		米子市	ちしろ ようこ	米子市立福生東小学校	特別活動	
			千代 曜子			
6		米子市	やまなか けんいち	米子市立福米東小学校	外国語活動・外国語	
			山中 健一			
7	米子市	よしだ あつこ	米子市立福米西小学校	国語		
		吉田 温子				
8	米子市	かさい ようこ	米子市立河崎小学校	特別の教科 道徳		
		傘井 陽子				
9	中学校	鳥取市	まつもと あきら	鳥取市立湖東中学校	理科	
			松本 晃			
10	高等学校	鳥取市	ひろやま なおき	鳥取湖陵高等学校	理科(生物)	
			廣山 直貴			
11			ふじはら たかお	藤原 孝夫	米子東高等学校	地理歴史(日本史)
12			岩崎 美子	米子高等学校	理科(生物)	

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(認定制度の目的)

第2条 認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 エキスパート教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) エキスパート教員が所属する学校（以下「所属校」という。）の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- (2) 所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- (3) 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

(基準)

第4条 エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。）又は市町村立学校（市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。）に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各校種における各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導、学級経営又はICTを活用した教育活動において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。
- (2) 教諭の職に原則として10年以上あること。ただし、経験年数が10年に満たない者であっても十分にエキスパート教員の資格があると推薦者が認める場合は、推薦可能とする。
- (3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。
- (4) 認定校種・認定分野の免許状を有していること。

(認定)

第5条 エキスパート教員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを認定する。

- 2 県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、「鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会」の意見を聴くものとする。

(認定期間)

第6条 エキスパート教員の認定期間は3年間とし、原則としてその都度更新をする。

- 2 エキスパート教員に認定された教諭が他の職に任命される等、その役割を果たすことが困難であると県教育委員会が認めた場合は、認定期間中であっても認定を解除または凍結することができる。
 - (1) エキスパート教員が副校長または教頭に任命された場合、教育委員会事務局に異動した場合は解除とする。
 - (2) エキスパート教員が人事交流で県外の学校へ異動した場合、校種間異動をした場合、県外へ研修派遣となった場合は、凍結とする。ただし、小学校認定者が義務教育学校（前期課程）を指導する場合、または中学校認定者が義務教育学校（後期課程）を指導する場合は、凍結の扱いとはしない。

- (3) エキスパート教員に認定された教諭が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。
- 3 既認定者が新たな認定分野で認定された場合の認定期間は、新たな認定分野の認定から3年間とする。

(推薦等)

第7条 エキスパート教員の認定は、次の各号に掲げる教諭の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 県立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校の校長
 - (2) 市町村立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会(市町村の組合立の学校にあつては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。)の教育長(以下「市町村教育長」という。)
- 2 前項の推薦は、エキスパート教員候補者推薦書等(別紙様式1～8)を提出しなければならない。
- 3 市町村教育長は、市町村立学校に勤務する教諭の推薦に当たり、推薦に係る教諭が勤務する学校の校長の意見を聴くことができる。
- 4 認定解除となった教諭を、再度エキスパート教員に推薦する場合は、再認定の手続きを行うこととする。
- 5 前4項に定めるもののほか、エキスパート教員の推薦に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年10月5日から施行する。
- この要綱は、平成25年10月21日から施行する。
- この要綱は、平成26年10月30日から施行する。
- この要綱は、平成27年10月22日から施行する。
- この要綱は、平成29年10月23日から施行する。
- この要綱は、平成31年2月28日から施行する。